



広報

No.290

～ 文教のまち西原 ～

にしはら

町の世帯・人口
(平成8年2月末現在)

世帯数	9,237世帯
人口	29,214人
男	14,826人
女	14,388人
2月の人口移動	
出生 31件	死亡 14件
転入 123件	転出 98件
婚姻 16件	離婚 2件

編集・発行/西原町役場文化広報課(広報係) 西原町字嘉手苅112番地 ☎098(946)9846 印刷/(協)丸正印刷



▲各コートで熱戦がくりひろげられた

●
として保存すると便利です
●

今月の主な内容

- 平成8年度施政方針
- 行政改革推進委員会を発足
- 町カルチャーパーク構想を答申
- M・T・P埋め立て免許取得で祝賀会
- 在宅介護支援センター相談協力員に委嘱状
- お知らせ でーびる

男子Aブロックで豊見城クラブが優勝！

ー第8回海邦国体記念バスケットボール大会ー

西原町・町教育委員会主催による第8回海邦国体記念バスケットボール大会が、町民体育館を主会場に3月3日から3月17日まで3週にわたり開催されました。県内各地から、男子の部Aブロックに16チーム、Bブロックに79チーム、女子の部に29チームの計124チームが参加しました。

男子Aブロックで優勝候補の白石クラブがベスト4で敗れる波乱があるなど、参加チームもレベルアップしているようでした。なお、結果は次の通り。

【男子Aブロック】▽優勝ー豊見城クラブ

▽個人最優秀賞ー安谷屋憲人(豊見城クラブ)

【男子Bブロック】▽優勝ースラム

▽個人最優秀賞ー新垣裕一(スラム)

【女子の部】▽優勝ーBEST

▽個人最優秀賞ー吉田美紀(BEST)

21世紀を創造する人間性豊かな「文教のまち西原」

平成8年度
施政方針二十一世紀に向けての重要プロジェクトである
M・T・P、下水道、カルチャーパーク構想を推進**平和で活力ある文教のまちづくりに向けて**

西原町は、昭和五十四年(一九七九年)四月に町制施行し、町民とともに歩んで今年で十七歳になりました。その間、多くの行政課題に直面しながらも着実な発展を遂げてまいりました。

今年度も職員一丸となり全力を傾注し、町民のニーズを的確に反映したきめ細かな諸施策を推進し、二十一世紀を創造する人間性豊かな「文教のまち西原」づくりを目指します。

はじめに

平成八年第二回西原町議会の定例会開催に当り、提案致しております諸議案の説明に先立ち、まず、町政運営に当っての私の基本的な考え方と三月定例議会

▲施政方針を述べる平安町長



主要施策の概要を申し述べ、議員各位をはじめ、町民皆様

のより一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私も町政の重責を担って以来、議会をはじめ町民のご理解と絶大なるご協力によりまして町政運営をさせて戴き、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。私は町政運営に当りましては、就任以来一貫して「反戦平和」、「対話行政」、「町民参加」を基本姿勢にして参りましたが、今後とも、その姿勢を堅持し、次の三つの基本指針を基調にして町政を進めて参ります。

- 一、平和で快適で住みよい、主体性のあるまちづくりを目指す。
- 二、活力に満ち、ひとが輝く、ぬくもりのあるまちづくりを目指す。
- 三、創造性豊かで、教育、文化、スポーツの薫り高い

まちづくりを目指す。

昨年は、太平洋戦争・沖縄戦終結から五十周年の歴史的な節目の年でありましたが、沖縄県においては「平和の礎」の建設をはじめ多くの平和事業が実施され、広く内外に平和の尊さを訴へ、平和の発信地沖縄をアピールされております。

本町におきましても戦後五十周年記念事業として西原南小学校植樹祭、第四十六回沖縄県植樹祭、西原の塔の環境整備をはじめ、戦後五十周年写真集及び西原町戦災調査記録の発刊を計画し、町民一人ひとりが戦中、戦後の悲惨且つ苦難な歴史を回顧するとともに、改めて平和の尊さを認識し、平和の創造に努めて参りました。

ましても、その実態が県民総ぐるみの行動によって内外でクローズアップされ、特に政府や国民の間に県民の半世紀に及ぶ苦難の歴史に対する認識と理解が深まり、沖縄の基

地が整理、縮小に向けて動き出したことは画期的なことであります。

社会経済情勢もバブルの崩壊による景気低迷は依然として続き、自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増しておりますが、特に雇用問題は極めて深刻であります。

私は、これまで町総合計画に基づき、景気対策や雇用拡大に配慮しながら積極的に補助事業を導入するとともに、人口急増に伴う小中学校の過密校解消を図るため、分離校新設、小中学校水泳プールの完備、コンピュータ教室の完備、道路網、排水網の整備拡大、運動公園(体育館、陸上競技場、多目的広場)の整備、上原、棚原土地地区画整理事業、水道施設の整備、農業基盤の整備、共同福祉施設の建設、児童館の建設、町営住宅の建設等の事業を推進して参りました。

特に二十一世紀に向けて重要プロジェクトでございました町民待望の中城湾マリン・タウン・プロジェクトにつきましては、運輸省から事業認可され埋立免許も取得し、いよいよ着工の運びとなりましたことは、誠に同慶の至り

でございます。今後、この歴史的な大事業の推進に向けて、国県をはじめ関係町村がタイアップし、町民一丸となって強力に事業の推進を図りたいと存じます。

また、下水道事業につきましても、中城湾南部流域は事業の導入が遅れ、河川、海域公共水域の汚染が年々進み、生活環境の保全、水産業の振興等に悪影響を及ぼすなど、大きな課題となっておりますので、町民のご理解とご協力の下、県や関係町村と連携を図り、推進したいと考えております。

私は、今、申し上げましたハード事業と併せて、ソフト事業につきましても、社会福祉の充実、老人保健福祉計画(ことぶきプラン)策定と事業推進、平和事業、文化事業、保健医療の充実、国際交流事業、女性行政、人材育成事業、生涯学習の推進、商工業の振興、環境保全の強化、地域活性化事業等を推進して参りましたが、今年度も引き続きハード面、ソフト面の各種事業を計画するとともに、きめ細かな諸施策を推進し、平和で活力ある文教のまちづくりに向けて全力を傾注して参りたいと存じます。

また、カルチャーパーク構想につきましても、平成六年二月に検討委員会を設置し、慎重に検討がなされ、平成七年二月に基本方針の中間答

申、さらに平成八年二月に構
想の最終答申がなされており
ます。

カルチャーパークの必要性
につきましては、構想の中で
①「文教のまち西原」にふさ
わしいまちづくりの中核施設
として②傾斜緑地地域の保全
及び有効利用のため③町民の
ライフスタイルの変化に対応
するため④長寿社会に対応す
るため等、その必要性が明確に
示され、緑豊かな自然の森と水
に親しみ、憩いと潤いのある
余暇時間を創出する場として、
自然公園の整備と生涯学習施
設等の整備を図り、生涯学習の
推進、文化施設の充実、大学と
の交流等による知的環境の整
備が不可欠であると考えてお
ります。

構想の事業化に向けてあら
ゆる事業手法と併せて文化施
設（複合施設）等整備検討委
員会を設置して文化施設など
の整備推進を図りたいと考え
ております。

では、次に平成八年度の重
点施策の概要について申し述
べます。

一、平和事業の推進

本町は先の沖縄戦におい
て、当時の村民の約半数が犠
牲となった歴史的事実を踏ま
え、「自治の原点は平和にあ
る」という基本理念の下に、
「反戦平和」を町政の基本姿
勢に据えて各種平和事業を推



▲'95平和コンサートから

進し、平和意識の高揚に努
めて参りました。

昨年は太平洋・沖縄戦終結
五十周年の各種記念事業を推
進してきましたが、今年度も
「平和・夏のアクションプラ
ン」に基づき、長崎への「ジ
ュニア・ピースメッセンジャ
ー」の派遣事業をはじめ、
「第八回親子で学ぶ戦争追体
験平和バスツアー」、「平和コ
ンサート'96」を引き続き実施
するとともに、「憲法講演会」
を開催し、戦争のおそろしさ、
平和の尊さを学ぶことを通し
て町民の平和創造の気運を高
めて参ります。

二、地域福祉の充実

我が国は、人生八十年と言
われる世界一の長寿社会を迎
える一方、出生率が年々低下
し続ける少子社会となってお

ります。

このような高齢、少子社会
を誰もが「長生きしてよかつ
たと喜び合える社会」「活力
とやさしさに満ちあふれた長
寿福祉社会」にするためには、
保健、医療、福祉の連携強化
を図り、いたわりとぬくもり
のある地域社会の形成をめざ
した福祉施策の確立が求めら
れています。

今後の福祉行政を進めるに
当っては、社会福祉協議会や
各種福祉施設、団体、民生委
員・児童委員、ボランティア
団体等との連携をより一層深
め、町民の福祉ニーズに対応
した地域福祉の充実強化を図
って参ります。

(一) 老人福祉

本格的な高齢社会となる二
十一世紀を間近に控え、本町
では西原町老人保健福祉計
画「ことぶきプラン」を計画
的に執行し、高齢者が住みな
れた地域で家族とともに日常
生活を営み、安心して生涯を
過ごしていけるような各種の
老人福祉サービスの推進して
参りました。

特に在宅福祉につきまして
は、寝たきり老人等の介護に
関する相談を二十四時間体制
で行う在宅介護支援センター
事業やひとり暮らし老人等の
緊急通報システム事業を昨年
から開始しておりますが、今
年度も引き続き実施して参り
ます。さらに、老人ホームへ

ルバーを増員するとともに、
デイ・サービス事業、シヨー
トステイ事業等を拡充し、虚
弱老人や家族等の身体的、精
神的負担の軽減を図って参り
ます。

これまで長年にわたり地域
社会の発展にご尽力された高
齢者の功績に対し、感謝と敬
意を表すため、引き続き敬老
祝金を支給して参ります。

さらに、米寿やカジマヤー
を迎えられた方や百歳以上の
長寿者に対し、記念品を贈り、
ますますの健康と長寿を祈念
し、併せて敬老思想の高揚に
も努めて参ります。

平成五年十一月に設立され
ましたシルバー人材センター
は年々事業を拡大し、高齢者
の「生きがいの充実」「健康
の増進」「社会参加」等の充
実に向けて大きな成果を上げ
つつあり、本年度もその運営
の強化を図って参ります。

また、高齢者の健康増進と
生きがいを図るため、各種の
老人スポーツ、レク、サーク
ル活動等の育成と、老人クラ
ブ連合会及び単位老人クラブ
への助成を行い、会活動の活
性を図って参ります。

(二) 児童福祉・母子（父子）福祉

すべての児童が健やかに生
まれ育つことは国民すべての
願いであります。

しかし、近年の児童をとり
まく環境は、出生率の低下に

伴う少子化、核家族や都市化
の進行、さらに女性の社会進
出等により大きく変動してお
ります。

基本的人格の形成期にある
乳幼児は、その家庭において
保護者のもとで養育されるこ
とが望ましい姿であります
が、保護者の労働や疾病等
により、保育に欠ける児童に
ついては、保育所への適正な入
所措置を講じるとともに、乳
児保育、障害児保育、地域活
動事業等を実施し、多様化す
る保育ニーズに対応した保育
行政を推進して参ります。

また、法人保育園の職員給
与格差是正、運営補助金の助
成や保育連絡協議会、私立保
育向上連絡協議会への助成、
更に無認可保育園運営補助金
の助成等も引き続き実施して
参ります。

かぎっ子対策や学童保育に
つきましても、学童クラブへ
の助成や児童館の活用等によ
り放課後児童対策事業を推進
して参ります。

児童の健全育成は、各児童
館を拠点に各種の活動が展開
されておりますが、特に今年
度は自然体験活動事業の実施
や母親クラブの結成により児
童館の効果的な運営、充実に
努めて参ります。

母子（父子）福祉につきま
しては、母子（父子）家庭等
医療費助成事業をはじめ、母
子（父子）家庭児童生徒入学
祝金事業等を実施するととも

に、母子寡婦福祉会への補助金の助成を行い、その福祉の増進に努めて参ります。

(三) 障害児(者)福祉

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で安心して暮らせる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念は着実に浸透してきましたが、障害者を取りまく社会環境は依然として厳しいものがあります。

障害者の方々が、自らの障害を克服し、自立と社会参加ができるようきめ細かな福祉施策を積極的に推進して参ります。

今年度は、障害者の「完全参加と平等」目標を達成するための施策の基本方向を示す「障害者福祉計画の策定や身体障害者緊急通報システムの確立、専任の身体障害者ホームヘルパーの配置を進めて参ります。

また、重度心身障害児(者)医療費助成事業、更生援護措置事業、更生医療費給付事業、補装具給付事業、シヨートステイ事業、心身障害児(者)見舞い金支給事業、心身障害者福祉タクシー利用料助成事業等を引き続き実施するとともに、身体障害者協会や心身障害児(者)を育てる会への補助、さらにはばたき共同作業所の指導員増員への補助金交付等、関係団体の育成にも努めて参ります。

心身障害児の福祉につきましては、障害児保育を継続して実施するとともに、昨年スタートした心身障害児通園事業「あゆみ」の充実強化に取り組んで参ります。

(四) ボランティア活動の推進

町民の福祉ニーズが多様化し増大する中で、活力ある福祉社会を築いていくためには、多種の公的施策の充実とともに

に地域住民のボランティア活動をさらに活発化していく必要があります。このため、今年度は社会福祉協議会とタイアップして、ボランティア活動の拠点であるボランティアセンターの設置やボランティアコーディネーターを配置し、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に楽しくボランティア活動に参加できるような体制づくりを進めて参ります。さらに、昨年結成された町ボランティア連絡会や各種福祉団体等との連携を密にしてボランティアの育成、啓発にも積極的に取り組んで参ります。

三、保健医療の充実強化

高齢化が急激に進行する中で、核家族化の進行、女性の社会進出、扶養意識の変化などを背景にして高齢者を取りまく環境が一段と厳しさを増しており、総合的な健康づくり対策が求められておりま

す。基本的な予防対策である健康教育をはじめ、各種検診、機能回復訓練事業等を引き続き実施し、保健事業の向上に努めて参ります。

また、平成六年に地域保健法の制定に伴い、母子保健関連法が改正され、平成九年度より事業実施主体が市町村に移譲されますので、スムーズに移行できるよう国県と提携し、母子保健推進体制の強化を図って参ります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者も構造的に低所得者及び高齢者の割合が高く、それが起因して財政基盤は脆弱化し、その上、老人医療費を中心とした医療費は年々増高する傾向にあり、依然として厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況の下で、一般会計からの繰入金(保険基金安定制度、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業)、財政調整基金からの繰入金、国庫支出金等の的確な運用を図るとともに、収納向上特別対策事業を継続し、保険税収納向上対策を強化して参ります。また、国保財政充実強化運動(国保3%推進運動)、医療費適正化対策、資格適正化対策、保健事業(一日人間ドック、はり・きゅう・あん摩マッサージ及び指圧助成)を実施し、さらに経営努力を重ね、国保運営

の健全化に努めて参ります。

四、安全で住みよい生活環境の整備

(一) 道路網及び排水の整備

住民生活並びに産業活動に不可欠な安全性・利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、道路網の整備拡大を重点施策として年次的に事業の推進を図ってきたところであります。

今年度も引き続き、道路改良事業として、小那覇一号线道路改良事業、小那覇九号线道路改良事業、舗装新設事業として、小那覇一号线、緊急地方道路整備事業として、森川一号线道路改良事業(Bタイプ)、翁長一上原線道路改良事業(Bタイプ)、与那城小波津線道路整備事業(Aタイプ)、地方特定道路整備事業として、翁長一号线道路整備事業、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業として、小那覇八号線道路改良事業、交通安全施設整備事業として、与那城線交差点改良事業(一種)を進めて参ります。

また、厳しい財政事情の中ではありましたが、今回特に町の単独道路整備事業として、安室地内、美咲地内、翁長五号線、与那城六号線、呉屋一号线、さらに排水路の蓋設置工事等や小波津川の落差工の改修工事を進めて参りま

す。また、地方改善施設整備事業として、小那覇地内、平園地内排水整備事業等の補助事業を進めるべく、関係地域のご協力を得て道路網及び排水の整備拡充を図って参ります。

なお、県道関係の整備につきましては、年次的に整備が図られておりますが、今後とも早期整備促進に向けて努力して参ります。

(二) 都市基盤施設の整備

継続事業である西原運動公園の整備につきましては、一部残されていたメイン施設である陸上競技場関連の工事も、昨年度で完了しましたので、今年度は、引き続き、交流広場、テニスコート等の整備工事と併せて用地買収事業を計画しております。さらに、上原高台公園の工事を引き続き実施するとともに、西原台団地公園については、地域づくり推進事業である地域総合整備事業債を活用した公園整備を行いたいと考えております。また、単独事業として部落の広場に遊具等の設置を考えております。

西原町都市基本計画の策定業務については、引き続き、住民のコンセンサスを得るため住民説明会を行い、住民参加の計画的な都市計画行政の推進を図って参ります。

上原・棚原土地区画整理事業につきましては、地権者をはじめ関係者のご協力を賜

り、年次的に事業を推進しておりますが、今年度も引き続き街路及び緑地築造工事、街路舗装及び宅地造成工事、物件補償業務と併せて保留地処分業務を実施し、関係者のご理解とご協力を得て事業の推進を図って参ります。

その他、西原南地区並びに西原西地区の土地区画整理事業の計画につきましては、これまでの調査資料を有効に活用し、地権者に対し区画整理事業の意義・必要性や二世紀に向けた新しい町づくりについての意識啓発を図り、該当地区の事業推進を図りたいと考えております。

(三) 上水道事業について

本町の上水道事業は、今年度創設三十周年の節目を迎えることになりました。この間八次に亘る拡張事業計画のもと、町民並びに関係各位のご理解とご協力によって着実に施設の整備が図られ、現在においては普及率九十九・九%で給水件数・給水量とも順調な伸びを示し、経営も極めて健全な運営がなされております。この三十周年の節目を契機に水道事業の果たすべき役割を十分認識し、経営の近代化、効率化を図り、住民サービスの向上にお一層努力して参りたいと存じます。

今年度は、補助事業として県道宜野湾・西原線の道路未整備のために残されております

した新設内間配水池関連の送配水管の布設工事、前年度内間配水池建設に伴って本町で初めて導入した集中監視システム(水道庁舎に本局を設置し、配水池とポンプ場を連係して管理)の関連として幸地・棚原・上原の既設配水池関係への同システム拡張整備、嘉手苅・小橋川・津花波地内県道三十八号線の埋設配水管の更新事業等を計画しております。

単独事業については、上原区画整理地内における配水管の新規布設並びに掛保久・小那覇・我謝・与那城・小波津地内等の老朽管の布設替工事等を予定しております。

また、本県の自然環境の特性に起因する慢性的な喝水問題は依然として厳しいものがあり、限られた水資源を有効活用するための県民一人一人の節水思想の高揚がなお一層求められております。そこで全国水道週間の事業として町内全域の『節水パレード』、小学校四年生を対象に『浄水場見学』並びに『水に関する作文・標語の募集』等を実施し、町民の節水意識と水に関する関心を高めて参ります。

(四) 下水道事業の推進

下水道事業につきましては、西原町公共下水道基本計画に基づき、事業の早期着手に向けて、下水道事業計画認可、都市計画事業認可を受け、小那覇南、美咲処理分区幹線

実施設計委託業務を進めたいと考えております。

(五) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は、急激な人口増加と都市近郊に位置しているため、年々交通量が増大し、交通事情も悪化の傾向にありますが、県下における交通死亡事故も最近多発し、特に若年層の死亡事故が増加傾向にあることは、誠に遺憾であります。

昨年度は、交通事故の未然防止と住民の安全確保を図るため、交通安全の町を宣言し、広告塔を設置して積極的に交通安全意識の高揚に勤めて参りましたが、今年度も引き続き街路灯の増設、信号機、カーブミラー、安全柵、安全標識等の交通安全施設の整備、交差点改良工事等を実施して参ります。

また、交通安全教育につきましては、これまで同様、関係機関、団体とタイアップして、幼児、児童生徒の交通安全指導、街頭における立哨指導、児童の交通安全に関する作文、標語募集、広報活動等を引き続き実施し、事故の未然防止と交通安全意識の高揚を図り、安全で住みよい町づくりを推進したいと考えております。

(六) 環境保全と造林緑化の推進

環境問題は、産業構造の変化や生活水準の向上等に伴い複雑多様化しており、公害対策や廃棄物の適正処理対策を講ずる必要があります。このため環境測定調査、野犬、空き地対策、各区清掃作業等を引き続き実施して参ります。

近年のごみ問題の深刻化や社会的関心の高まりにより、その減量化の一環としてリサイクルへの期待が一層高まっております。生ごみ処理容器購入補助、ゴミ減量化促進対策を継続実施するとともに、クリーン指導員連絡協議会の強化を図って参ります。

また、本町は新たな墓地需要が増大し、墓地開発が進んでいる状況にあります。今後の墓地行政の円滑な推進に向けて、町土地利用計画との整合性を確保しつつ、墓地地域指定調査を実施していききたいと存じます。

近年、熱帯林の減少や砂漠化の進行、酸性雨による森林の破壊など、地球的規模で環境問題の重要性が叫ばれているなかで、森林資源の保全は大きな課題となっております。

このような緑資源に対する関心が高まりつつあるなかで、昨年十一月二十六日に太平洋・沖縄戦終結五十周年事業「県民百万本植樹運動」の一環として開催された西原運動公園での第四十六回沖縄県植樹祭は、本町の緑化推進と

町民の緑化意識の高揚に大きく貢献したものと確信しております。

五、教育・文化・スポーツの振興

今年度も、引き続き拡大造林事業、保育事業、緑化推進宝くじ事業及び町道植栽等の緑化を推進し、うるおいと安らぎある緑豊かなまちづくりに努めて参ります。

今日の社会は、科学技術の進展や国際化、情報化、少子化など、急激に変化する社会に適切に対応する施策の展開が求められております。そのためには、教育環境等各種の条件整備を進めることが重要であり、今後その整備拡充に向けて鋭意努力を重ねる所存であります。

(一) 学校教育の充実

教育諸条件の整備につきましては、最重要課題として積極的に推進して参りましたが、児童生徒の増加に伴い年々学級増を招き、これまで一部の小中学校では仮設校舎で対応してきましたが、本年度は西原東小学校(二室)並びに西原東中学校(三教室)に校舎の増築工事を施工し、プレハブ校舎の解消を図るとともに坂田小学校バックネット工事ははじめ西原小学校三階校舎補修工事、並びに西原南幼稚園廊下改修工事、西原



▲第12回生涯学習振興大会のもよう

幼稚園バーゴラ設置工事と年次計画に基づく幼稚園、小学校、中学校職員室のクーラー設置を行う所存であります。また、坂田小学校が創立五十年を迎えたので記念事業として堆肥小屋設置工事、図書室内部改修工事、遊具修繕工事等、所要な事業の推進に努めるとともに、ゆとりと潤いのある教育環境、学校施設づくりを図って参りたいと存じます。教育内容の充実もとより、青少年の健全育成を図る観点から人材育成会運営の充実、教育相談事業の促進、学力向上対策推進協議会並びに町子連等、関係団体への助成など諸施策を推進し、教育の充実強化に資する所存でございます。

(二) 生涯学習の振興

生涯学習は時代の大きな流

れとなりましたが、町民の多様化、高度化する学習ニーズに添えていつでも、どこでも、だれでも学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められております。

生涯学習の推進にあたっては、町民の生涯の各時期における学習要求に添える観点から学校、家庭、地域社会の教育学習の体制や機会等の実情をふまえて総合的に整備する必要があります。

生涯学習推進体制や基盤の整備を図る必要から推進本部の設置について、資料収集や県外先進地域の視察研修、生涯学習振興大会のシンポジウム等を通して生涯学習時代の諸課題についての論議を深め、基本計画策定に向けて取り組んできたところであります。

本年度も生涯学習推進本部設置に向けて準備すると同時に継続的に基本計画策定を図っていく所存であります。

(三) スポーツ・レクリエーション活動の推進

近年の自由時間の増大や所得水準の向上、高齢化社会の進行などを背景として、町民のスポーツに関する関心が年々高まっています。町民の皆さんがスポーツレクリエーションを楽しむためには、スポーツ施設の整備充実と指導

者の養成、確保が不可欠であります。

町民陸上競技場の供用開始に伴って町民の利用度が高まり活況を呈しているところであります。

今後も生涯スポーツを推進する観点から関係各機関、団体との連携を図りながら各種事業を実施し生涯スポーツの振興を図って参ります。

(四) 青少年の健全育成の推進

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、町民の願いであり、責務であります。現代社会が複雑多様化していく中で青少年をとりまく生活環境も著しく変化し厳しい状況にあります。

児童生徒のいじめ問題については、最近においてもいじめを苦にしたと思われる生徒の自殺が跡を絶たないなど、依然として深刻な状況にあります。本県の生徒指導上の課題は、金銭せびり、いじめ、暴力等の問題行動や基本的生活習慣の欠如等による学業不振、深夜はいかい等であり、この問題解決のためには学校、家庭、地域社会が相互理解を深め、それぞれの役割を担い、一体となった取り組みを強化していくことが不可欠であります。

昨年は、生徒指導体制の確立を図る必要から両中学校単位に生徒指導連絡協議会が組

織されましたので、今後は、学校PTA、青少協、教育相談室等、関係各団体との緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努める所存であります。

(五) 文化事業の推進

近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化は、沖縄の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解を深める一方、町の文化振興施策や町文化協会の幅広い芸術文化活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まってきたております。

今年度も琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、「城跡めぐり」、「琉歌碑めぐり」、「やんばるの自然散策」等の事業を実施するとともに、内閣御殿等の文化財指定の促進、さらに児童・生徒の心豊かな情操の涵養に向けて、町文化協会と提携し、昨年度に引き続き「琉舞鑑賞会」を開催して参ります。

また、今年度は町民の文化・芸術活動の促進と優れた芸術・文化の鑑賞機会ともなる「第四回西原町文化祭」が開催される年でありますが、引き続き町文化協会や地域伝統芸能保存会への助成を図り、文化の薫り高いまちづくりを推進していきたいと存じます。

さらに、町の歴史・文化・

産業等の記録を通して町民の郷土への理解と愛着を深める町史編集事業につきましては、今年度も引き続き、町史第六巻移民編、第七巻・産業編の発刊に向けて、資料収集・編集作業を進めて参ります。

六、産業の振興

(一) 農業の振興

近年の農業をめぐる状況は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れによる国際化の進展、高齢化の進行、中核農家や後継者の減少等によって農業生産が停滞する等、大きく変貌しております。

特に本県農業の基幹的作物として重要な役割を担ってきたさとうきびは、平成六年／七年度における生産量は県全体で百万トンを超え、本町においても一万三千八百七十トンで厳しい状況下にあります。

昨年から実施された「品質取引」は全県的に思わしくなく、本町においても平均甘蔗糖度は、十三・一度でありましたが、今期は気象条件に恵まれ、さらに農家の「品質取引」に対する意識の高揚と相まって、二月末現在で十三・七九度と明るい兆しがあり、今後より一層生産及び品質の向上を図ることが求められております。

このような状況下で、本町

の農業を振興し、地域活性化と農家の自立、持続的発展を図るため、農業基盤整備事業の推進と消費地に近い地理的条件を生かした都市近郊型農業の確立に向け、JAサンライズ、関係機関とも連携をとりながら努力して参りたいと思います。

農業の基礎的条件である基盤整備事業については、継続事業である小橋川地区農地保全整備事業、浜田地区土地改良総合整備事業、津花波地区集落地域整備事業を推進して参ります。

さとうきびの振興については、種苗圃設置事業、病害虫対策事業及び新植、更新奨励補助金の交付等を継続的に推進するとともに、栽培技術の向上、地域に適した品種の普及、収穫機械の導入等について、JAサンライズ、西原町さとうきび振興対策協議会等、関係機関とも連携をとり推進して参ります。遊休地解消については、農業委員会、関係機関等とも協議を重ね、農地銀行の設置に向け取り組んで参ります。

また、「ふれあい農園」は平成七年度にJAサンライズが小波津地内に設置して町民から大変喜ばれておりますので、今年度も設置に向け取り組んで参りたいと思います。

さらに、農家の生産意欲の高揚と経営の安定を図るため、農業用施設補助金、農薬

購入補助金の交付及び「産業展示会」、「農家の集い」等を開催し農業の振興を図って参ります。

本町の畜産は、温暖な自然特性を活かし、県民や我が国の食肉需要を背景に発展してまいりましたが、牛肉の輸入自由化に端を発し、畜産物の国際化及び景気の後退等の影響もあつて価格も低迷し、さらに混住化による環境問題等、厳しい情勢にあります。

振興策としては、家畜防疫事業、環境保全のための畜産悪臭対策事業及び種畜購入補助金、子牛生産奨励補助金、畜産共進会助成金等を交付し、畜産の振興を図って参ります。

(二) 水産業の振興

本町は中城湾に面し、漁業には好条件であります。現在の兼久船揚場には、漁業施設としての機能を十分に具備していないことから、専業漁業家は少なく大半が兼業漁家であります。将来的にはM・T・P事業で、船だまりが計画されておりますので事業を推進する中で漁業施設等は検討し、当面は水産奨励補助金、水産団体への補助金を交付して水産の振興を図って参ります。

(三) 商工業の振興

国内の経済情勢は、長びく不況の中で政府の度重なる景

気対策で最近景況は明るい兆しがあるといわれておりますが、本県の経済は、まだまだ不況感が強く、中小企業をとりまく経済環境は厳しく、失業率も依然として高い水準で推移しており、地域産業の育成振興と雇用の場の創出が大きな課題となっております。

商工業施策については、工業専用地域の基盤整備事業(町道整備)を継続的に推進して参ります。中小企業の経営の安定を図るため創設した、町小口資金融資制度、地元企業への優先発注及び県産品優先使用の推進等、企業の育成を図って参ります。

労働者の福祉増進、雇用の促進のための厚生施設として、また、商工会活動の拠点となる共同福祉施設の運営の強化を図るとともに、町民優先雇用についても継続的に推進して参ります。

商工会が推進しているサワフジまちおこし事業の支援、さらに、商工会、通り会等へも補助金を交付して地域の活性化を促進し、商工業の振興を図って参ります。

七、女性行政の推進

本町は、これまで真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじ実施プラン」及び「さわふじ実施プラン」を策定し、より計画的、体系

的な事業執行に努めてきたところであります。その「さわふじ実施プラン」も昨年度で前期三ヶ年計画が終了しましたので、今年度は平成八年度を初年度とする向こう三ヶ年の中期計画書を策定し、「女性リーダーの集い」、女性の翼、全国女性会議の派遣業等をはじめ、新たに「女性起業家によるフォーラム」を開催し、全庁的な女性行政施策を推進して参ります。

また、「女性行動計画推進本部」を開催するとともに、家庭、地域、職場における意識啓発を図るため、「女性行動計画推進本部」の充実強化を図って参ります。

八、国際交流事業の推進

近年、社会・経済全般に亘って各国間の相互依存関係が深まり、国際化社会が進展する中で、我が国の役割と使命は益々増大しております。

また、地方自治体における国際化・国際交流は、スポーツ・文化・教育等、住民レベルでの交流の推進によって、諸外国との協力関係、信頼関係を確立することに意義があり、それらを通じて世界平和に貢献することができると確信しております。

特に本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした南の国際交流拠点として大きな期待が寄せられ

ております。

本町における国際交流事業につきましては、教育・文化・スポーツ交流等、多岐に亘り推進して参りましたが、昨年開催された「第二回世界のウチナンチュ大会」並びに「第二回世界のニシハランチュの集い」の親善交流のネットワークを活かしつつ、今年度も引き続き「海外移住者子弟研修生受入事業」を実施して参ります。また、今後、国際化の進展に伴い、計画的な国際交流事業の推進を図るため、国際交流事業基本指針の策定に努めて参りたいと存じます。

九、地域活性化事業の推進

地域の活性化事業は、そこに住んでいる人々が地域特性を活かした主体的な活動により、コミュニティの場を創造し、相互の信頼関係と連帯を醸成することのできる最も大切な事業であります。

「地域づくりは人づくり」「人づくりはまちおこし」であるといわれるように、地域が輝けばまちが輝くことから、今後とも地域活性化支援策は、継続していく必要があります。

そこで、地域づくり推進事業基金の活用はもとより、一般コミュニティ助成事業の活用を含め、行政区運営補助金の充実と地域自治活動推進

地区指定事業の推進、地域児童文庫の設置による地域公民館等の利用拡大、地域伝統芸能文化の継承発展と創造に対する支援策を講じ、いきいきと輝く地域づくりを推進して参ります。

十、広報・広聴活動の推進

町民の意見や要望をできる限り町政に反映させる一方、行政情報を正確且つ迅速に伝達するための広報・広聴活動は、より民主的で開かれたダイナミックな行政運営を推進する上で最も基本となるものであります。

そこで、広報活動の基軸となる「広報にしはら」につきましては、町民により親しまれる広報紙をめざして、紙面内容の充実・改善を図るとともに、事業別によって発行される各種パンフレット、チラシ類がタイムリーに周知・活用されるよう効果的執行に努めて参ります。また、広聴活動につきましては、昨年開催された行政懇談会を受けて、その意見、要望等が行政運営に活かされるよう最善を尽くすとともに、各種審議会・委員会等の開催を通して、町民参加の機会を創っていききたいと存じます。

また、広報担当職員を「第三十三回全国広報広聴研究会」に派遣し、広報・広聴マンとしてのその資質の向上に

努めて参ります。

十一、執行体制と行政の確立

本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応し、また、住民の多種多様なニーズに即応しつつ、個性豊かで、活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進することは地方公共団体にとって極めて重要な責務であります。

現在、国においても行政改革をはじめ、地方分権等を推進し、地方の自主性・自立性を強化する方向で所要の改革が進められており、今後、地方公共団体自らも行政の効率化や事務事業の見直し等、行政運営全般にわたる総点検の実施と行政のリストラが強く求められております。

そこで、行政改革推進本部の下で、行政効率化推進委員会を充実強化し、新たに平成七年度に設置された行政改革推進委員会の機能と併せて、今後の変化する社会経済情勢や住民の期待と要望に即え得るような行政組織機構の改編の検討を含め行政運営の改善に努めて参ります。

また、執行体制につきまし

ては、本町は人口急増、新規事業等の対応、国、県から地方への権限委譲に伴う事務量の増大等、年々行政需要は増大する傾向の中で、特に定数については、これまで極力内部努力を続けて参りましたが、現定数では無理がありましてので厳しい財政事情等も考慮して最小限の増員九名を予定し、引き続き、職員研修による資質の向上、行政運営の改善、業務の効率的執行等、なお一層の内部努力を行い、住民サービスの強化を図って参ります。

財政運営につきましては、経済の現状が緩やかながら足踏み状態から脱却し、明るい兆しが現われておりますが、しかし、国家財政も依然として厳しい財政状況下にあり、地方自治体もその影響を諸に受け、さらに増大する行政需要への対応など、引き続きその所要財源の捻出確保に大変苦慮しているところであります。

予算編成につきましては、国の地方財政対策、県の予算編成説明会での資料等を目安にして、歳入においては、町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、国県支出金、町債等の的確な把握に努めて参ります。

自主財源の大宗をなす町税につきましては、引き続き、課税客体の把握、徴収率の向上に努めるとともに、自主財源確立推進本部の下に、納税思想の高揚と自主財源の確保に一層努力して参ります。

また、歳出につきましても、これまで同様、行政需要が増大する中で、一般行政経費の抑制、節減合理化に努め、予算配分も事業の緊急度、重要度等、総合的な角度から明確にし、極力、投資的経費に重点を置き、重点的かつ効率的な財政運営に努めたいと存じます。

十二、予算案について

平成八年度の各予算につきましては、申し述べました施策、事業等を中心に編成致しております。なお、(一)内の数字は、対前年度当初比率でございます。

(一) 一般会計歳入歳出予算案

七、八八六、九〇四千元

(二、一%)

(二) 老人保健特別会計歳入

歳出予算案

一、六九七、三〇三千元

(十六、四%)

(三) 国民健康保険特別会計

歳入歳出予算案

一、七〇四、七六二千元

(六、六%)

(四) 土地区画整理事業特別

会計歳入歳出予算案

一、一八七、〇〇〇千元

(▲三十一、八%)

(五) 水道事業会計予算案につきましては、事業収益七八六、四二二千元、事業費用七八〇、八九〇千元、資本的収入一六九、三〇三千元、資本的支出三〇七、四四六千元で資本的収入が資本的支出に対し不足する額一三八、一四三千元については、過年度分資本的収支調整額一、〇〇〇千元、過年度分損益勘定留保資本二、〇〇〇千元、当年度資本的収支調整額九、〇〇〇千元、当年度損益勘定留保資金八十七、一四三千元及び繰越利益剰余金処分額三十九、〇〇〇千元で補填致します。

以上、平成八年度の町政運営の基本姿勢と重点施策並びに予算案について申し述べましたが、議員各位をはじめ町民のご理解とご協力を賜わりまして、提出致しました諸議案が速やかに議決され、円滑なる町政運営ができますことを懇願いたしまして私の施政方針と致します。

平成八年三月十一日

西原町長 平安恒政

最小の経費で最大の効果を

行政改革推進委員に委嘱状を交付

町(平安恒政町長)では、三月六日午前、町役場二階大会議室で、行政改革推進委員会への委嘱状交付を行いました。

同委員会は、学識経験者、議会、その他各種団体の代表で構成し、西原町の行政改革を細かくチェックしていくことを目的に設置。当面は、行政改革をすすめる大綱の策定をし、引き続き大綱に沿った行政改革がなされているかどうかのチェックを行います。

行政改革は、時代の変化に対応した簡素で効率的な行政の運営を確立すべきだと、昭和六十年ごろから国を始めとする地方公共団体が推進をし、本町でも昭和六十一年二月に行政改革推進本部(本部

長—平安恒政町長)を設置しています。現在、西原町では助役以下各課長で構成する行政効率化推進委員会をつくり、それぞれ行政部会と財政部会で効率的な行政運営を検討しています。



▲委嘱状の交付後に引き続き開催された行政改革推進委員会

委嘱状の交付後、あいさつした平安恒町長は「国から行政改革について地方公共団体も取り組むようにという指針案も提示され、行政指導等もあるが、なくても当然、地方公共団体は自主的に、時代の変化とともに効率的な行政運営に最大の努力をするべきだと考えています。地方公共団体の本旨は最小の経費で最大の効果をあげることにあります。絶えず内部でも努力して

いるが、内部だけではマンネリ化したところもあるので、各委員のご協力をお願いしたいと思います」と述べました。

委員の互選により、仲地博氏が会長に選出され、会長の指名で、西表孫称氏が副会長となりました。今回は、大綱案について町長から諮問を受け、その内容についての質疑を行い、次回に大綱案の本格的な検討を行うことになりました。

大綱案は、国の行政改革の指導により国が挙げた項目を、西原町の行政の実務の実情にあわせて書かれたもので、公社や審議会等の見直し等が提案されています。本委員会は、大綱案を審議、町長に答申し、行政改革推進本部が、その案に基づいた行政改革を行っているかどうかの事後の点検を行います。

なお、委員は次の通り(敬称略)。
▽会長・仲地博(琉球大学教授) ▽副会長・西表孫称(琉球大学教授) ▽比嘉清一(財)沖縄コンベンションセ

ンター専務理事) ▽小波津健(三善建設社長) ▽富春治(町議会議長) ▽与那嶺義雄(町議会議員) ▽呉屋定子(町商工会会長) ▽翁長正昌(町社会福祉協議会理事)

「交通安全指導」と「親子土づくり」を発表

—第十二回町PTA実践研究発表会—

「PTAの果たす使命を再確認し、活動の充実発展につとめよう」を大会テーマに、町PTA連絡協議会(玉那覇康夫会長)主催による平成七年度第十二回町PTA実践研究発表会が、三月二日午後、坂田小学校体育館で開催されました。

主催者挨拶した玉那覇会長



▲第12回町PTA実践研究発表会から

は「各学校のPTAが独自に発表を行えるほど、町内のPTA活動も充実してきています」と述べ、より充実した活動を行おうと呼びかけました。平安恒政町長や城間期一町教育委員長による激励のあいさつに引き続き、研究発表と質疑応答が行われました。研究発表では、坂田小学校PTA校外指導委員長の重原達郎氏が「朝の交通安全指導を考える—より多くの父母の参加と子供達の安全を目指して—」、西原小学校PTA副会長の平良信子さんが「家庭に四季の花を—親子土づくりを通して—」をそれぞれ発表しました。

また、町PTA連絡協議会顧問である上里善孝坂田小学校校長による「豊かな感性を」と題する講演もありました。



▲平成7年度(第11年次)町学推協実践研究発表会のもよう

“継続は力なり”

—町学推協が発表—

平成七年度(第十一年次)町学推協(西原町地域ぐるみ基礎学力向上推進協議会)発表会が、二月二十日午後、西原東中学校で行われ、関係者約二百人が参加しました。主催は、町学推協(城間期一会長)と西原町教育委員会(稲福恭助委員長)。

成をめざして地域ぐるみで取り組みもうと昭和六十年(一九八五年)に結成されました。町立の幼稚園・小学校・中学校から成る学校部会と各行政区から成る地域部会があります。

同発表会は、西原東中学校の全年・全学級の公開授業と、体育館に移動しての全大会という日程で行われました。

城間会長は「本協議会は、関係者全員のこれまでの組織的、継続的な実践研究活動により大きな成果を収めるようになりました。今日は、互いに学びあい、確かめあい、深めあう場になるよう期待しています」とあいさつしました。

引き続き、稲福教育長、平安恒政町長があいさつし、同協議会のこれまでの取り組み成果への評価と継続して活動することの重要性を述べ、激励しました。

その後、田港朝勝学推協事務局長が研究経過の概要について発表、引き続き、生徒の意見発表・報告、各部会の実践研究発表、発表に対する会場の参加者たちからの質疑・意見、大石英助氏(中頭教育

事務所指導主事)による指導講評などがおこなわれました。

なお、発表者は次の通り(敬称略)。

【生徒】▽新垣善孝(西原東中学校三年生)▽宮城奈緒(西原高等学校三年生)▽石

川博之(西原高等学校三年生)【学校部会】▽幼稚園部会・多和田祥子(西原幼稚園教諭)▽小学校部会・辺土名邦子(坂田小学校研究主任)▽中学校部会・山入端健伸(西原東中学校研究主任)▽地域部会・大城盛廣(上原支部長)

“文教のまち”の中核になる

—カルチャーパーク構想を答申—

本町の将来像として掲げる「文教のまち西原」づくりの具対策として平安恒政町長から諮問されていた「西原町カルチャーパーク構想(仮称、案)」について、同検討委員

会(委員長・眞榮城守定琉球大学助教授)は、二月二十三日午後、町長室で、平安町長に対し、基本プランや今後の課題などを盛り込んだ最終答申書を提出しました。



▲眞榮城委員長から「カルチャーパーク構想(案)」最終答申について説明を受ける平安町長

同構想では、町中央部の幸地・翁長・小波津にまたがる三十一・五ヘクタールを、「野外活動」・「保全緑地」・「親水」・「墓地園」などの七つのゾーンに分け、緑地の保全及び有効利用、本格的な高齢化・余暇社会の到来に対応する「遊び・憩い・学び」をテーマにした公園づくりなどを検討しています。

具体的には、図書館や町民

会館、レストラン、生涯学習センターなどの施設配置や小波津川のはらん防止のための遊水池、墓地園、「さわふじ園」、「ブーゲンビリア通り」などの設置が述べられています。

今後の課題として①財政負担・用地取得・農業振興農用地の解除②遊水池の規模の不足③自然林の回復などが挙げられています。

答申の際、眞榮城委員長は「国や県の施設誘致や補助制度なども検討したほうがよいのでは」と提案、これに対し平安町長は「具体化まで時間がかかるだろうが、実現すれば文教のまちの顔となるでしょう。事業化に向け、国や県ともタイアップして取り組んでいきたい」と抱負を述べました。

町では今後、構想実現に向けての町民アンケートや委員会を設置して事業手法の検討などの作業を進めていく予定です。

なお、同構想についてのお問い合わせは、企画財政課 九四五・四三三三まで。

M・T・P埋め立て免許取得で祝賀会を開催

中城湾港マリ
ン・タウン・プロ
ジェクト(MTP
事業西原与那原地
区)に伴う西原町
の公有水面埋め立
て免許取得祝賀会
が、三月七日午後、
町中央公民館ホー
ルで開かれまし
た。

祝賀会は、一月二十九日の運輸省の埋め立て免許事業認可、同月三十日の県知事からの免許交付を受けたもので、町民や関

係者ら六百余人余が参加して、構想から十年余をかけて動き出した埋め立て事業の実現を祝いました。祝賀会であいさつした平安恒政町長は「また一歩『文教のまち西原』づくりに向けて前進しました。町民、行政が一体となった成果だと思えます。今後も下水道事業など大型のプロジェクトが控えています。共に協力して、二十一世紀を創造する人間性豊かな文教のまち西原づくりに励んでいきましょう」と述べました。マリンタウン西原推進協議会の赤嶺秀政会長も埋め立



▲民生委員に対して相談協力員の委嘱状が交付された

町(平安恒政町長)では、三月八日午後、町社会福祉センターで、民生委員に対して、在宅介護支援センター相談協力員の委嘱状を交付しました。

同協力員は、地域の要援護老人等に対する保健福祉サービスや支援センターの紹介、各種保健福祉サービスの広報や積極的な活用についての啓発を行い、支援センターの円滑な運営を助けることを業務

在宅介護支援センター相談協力員に委嘱状

内容とし、町長が委嘱することになっています。

各民生委員に協力員の委嘱状を交付後、あいさつした平安町長は「みなさんのご協力により在宅介護支援センターの周知を徹底させ、在宅介護制度を活用していただくことで、介護者の負担減や介護の仕方・技術の向上などに役立つと期待しています」と述べました。

西原町には、平成七年六月

一日から、社会福祉法人がじゅまる会の協力により『在宅介護センター守礼の里』が活動を開始しています。

同支援センターでは、①様々な介護相談に対して二十四時間体制の電話相談や来所訪問による面接相談、②要介護老人と介護者の介護に関するニーズを個別に評価し、ケアのあり方についての諸資料

文化協会民謡部会 が発表会

第三回町文化協会民謡部会(久高友吉部長)の発表会が、町文化協会(屋良朝光会長)主催により、二月二十五日午後、町中央公民館で開かれました。

町内の全研究所が斉唱しての「かぎやで風節」などで幕を開け、締めくくりに「だんじゅかりゆし」までの十六演目を、各研究所が日頃の研鑽の成果を披露しました。

また、各琉舞研究所、箏曲研究所、太鼓研究所、友情出演のグループなどが参加協力、発表会に花を添えていました。

'96おきなわマラソンで 谷久保さんが五位入賞

二月十八日、沖縄市泡瀬にある県総合グラウンドで、'96おきなわマラソン(同実行委員会主催)が行われました。同マラソンには一万二千人余が参加し、本町からは三十一人が参加、広報にしはら平成七年十月一日号(第二八四号)で紹介した谷久保達弥さん(字棚原)が見事総合五位に入賞しました。

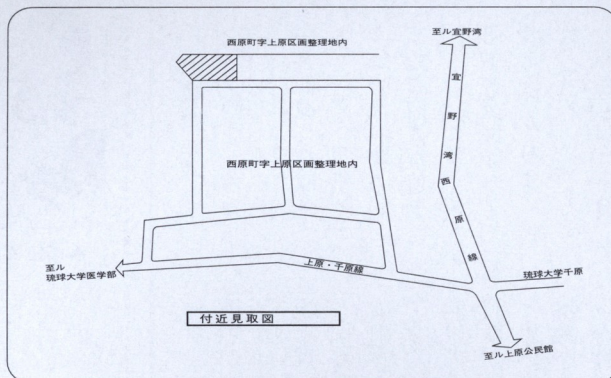
谷久保さんの完走タイムは、二時間二十七分で自己ベストを更新。県勢では堂々二位の成績に、マスコミのインタビューにも「風が強くてきつかったが、うれしい。光栄です」と笑顔でこたえていました。

西原町

西原町営住宅入居者募集のご案内

1. 町営住宅の概要

町営住宅名	上原町営住宅
位 置	西原町字上原193-4
構 造	鉄筋コンクリート造り3階建
戸 数	1棟(6戸)
種 別	2種
間 取	3LDK
一戸当面積	84.3平方メートル
家 賃	39,000円
共 益 費	4,000円
募集受付期間	4月15日(月)～4月24日(水)
抽 選 会	5月7日(火)
入居説明会	5月15日(水)※当選者のみ
入居予定日	5月20日(月)



2、申込資格

- (1)本町に現に住所を有する者。
- (2)現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者等を含む。婚約者は入居予定時に婚約した旨の証明書が必要)。
- (3)収入月額(同居親族に収入がある時は合算した収入の月額)が115,000円以下であること。但しこの収入額は法令により算出した額とする。
- (4)現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- (5)町税の滞納のない者。

3、申し込み方法

所定の申込書に次の書類を添付してお申し込み下さい（申込書は町役場都市計画課にあります）。

- (1)所得証明書もしくは源泉徴収票(本人、配偶者、18歳以上の同居する親族各自のもの)、(2)住民票謄本、(3)扶養証明書、(4)納税証明書

4、選考方法

入居者が入居戸数を超えるときは公開抽選により入居者を決定する。

5. 入居時期

平成8年5月20日（月）

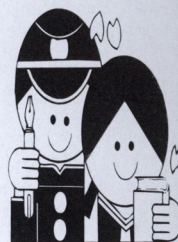
6、申し込み窓口およびお問い合わせ先

西原町役場都市計画課 (☎945-4415 (内312))

7、 受付日時

- (1)期間：平成8年4月15日(月)～4月24日(水)（但し、土曜日、日曜日は除く）
(2)時間：午前8時30分～午後5時まで（但し、午後0時から午後1時までは昼食時間のため除く）
※申込書及び提出書類等を審査し、入居資格の有無について「該当」、「非該当の」旨を通知します。

お知らせ
でーびる



案内・募集

4月

予防接種のお知らせ

問い合わせ先：町役場保健衛生課 ☎945-5013（内線161）

予防接種法が改正され、本町におきましても、昨年４月から、対象年齢や実施方法等が変更りましたが、今年度は更に、下記のとおり変わります。対象者には前後の間隔等を考慮の上、各予防接種ごとに個別通知致しますので、できるだけ案内どおりお受け下さい。しかし、対象年齢で間隔に問題がなければ、個人通知がなくても受けることができます。

1. 個別接種（指定医あり，対象者には個人通知します）

接 種 名	対 象 者	受 け 方	備 考
D P T	1 期 初 回 (従来の1期1回～3回のこと) 6か月～90か月 (7歳半)	・ 3～8週間隔で3回接種	・ 料金 個人負担 900円
	1 期 追 加 (従来の2期) 6か月～7歳半	・ 1期初回3回終了後1年以上あける。	・ 料金 個人負担 900円
麻 疹 (はしか)	1歳～7歳半 自然感染者は接種不必要	・ 1回接種	・ 料金 個人負担 1, 300円
風 疹	①1歳～3歳 (男女) 麻疹接種終了者のみ		・ 料金 個人負担 1, 300円
	②6歳～7歳半 (男女)		〃
三日はしか	③中学校2・3年生 (男女) ※ ①～③まで 自然感染者は接種不必要		〃

2. 集団接種（対象者には個人通知します）

接 種 名	対 象 者	受 け 方	備 考
ポ リ オ	3か月～7歳半	・ 6週間以上の間隔で2回接種	
D T	2期 (従来 ¹)の3期) 小学校6年生	・ 1回接種	
B C G	3か月～3歳11か月	・ ツベルクリン反応陰性者	
日 本 脳 炎	1期 3歳～7歳半	・ 初回 1週～4週間隔で2回接種	・ 料金 個人負担 1,000円
	2期 小学校4年生	・ 追加 初回接種後約1年で1回接種	・ “
	3期 中学校2年生	・ 1回接種	・ “
		・ 1回接種	・ “

平成8年度 第1回危険物取扱者試験の実施について

(受付期間4月22日～4月26日 問い合わせ先及び申請先：(財)消防試験研究センター沖縄県支部 ☎098-867-5332)

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域による住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限有り
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	④	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○		○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						○	○	○	○	○	○	○	
	劇場・映画館・演芸場・観覧場							▲	▲	○	○			▲ 客室200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲			▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	
自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量		量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設								○	○	○	○	
		量がやや多い施設										○	○	
		量が多い施設											○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。